

非行少年の疎外感の受容に関する研究

A study of the acceptance of alienation in juvenile delinquents.

宮 下 一 博

Kazuhiro MIYASHITA

問題と目的

筆者はこれまで、青年期の疎外感に関する一連の研究を行ってきた(宮下, 1989, 1994a, 1994b, 1995; 宮下・小林, 1981, 1985; 宮下・上地, 1984; 宮下・鉄島, 1994など)。その関心の中心は、疎外感と問題行動との関連の検討であるが、それ以外にも、疎外感の学校段階による変化等の発達の側面の検討、疎外感の要因(家庭、学校、社会など)の検討、疎外感と精神的健康(自己実現、創造性など)との関連の検討、など青年期の疎外感に関して、幾つかの側面から研究を行ってきた。

本研究は、その一連の研究の流れの中の、疎外感と青年の問題行動との関連についてさらに研究を進めようとするものである。

さて、疎外感と問題行動との関わりについては、諸外国でも研究が進められている。筆者が1981年に論文を発表する(宮下・小林, 1981)以前には、実証的研究はあまりみられなかったが(例えば, Calicchia & Barresi, 1975; Duke & Fenhagen, 1975などがある), ここ十数年少しずつ研究は増加してきている。これら疎外感と問題行動との関係を扱った研究は、その問題行動の内容により、①犯罪・非行に焦点を当てたもの(Kulka et al., 1982; Young, 1989など)、②自殺、薬物・アルコール依存に焦点を当てたもの(Carman et al., 1983; Kinkel et al., 1989; Owie, 1988など)に大別される(宮下, 1994c)が、疎外感と非行や犯罪との関わりは、その中心的な流れといえる。

これまでの筆者の研究を辿ってみると、まず、宮下・小林(1981)では、一般中学生を対象に、疎外感と問題行動との関連について検討を行った。問題行動群の選出に関しては「指導上、特に問題を感じる生徒」という基準を提示し、全担任(8名)の合議により11名が選出された(結果的に、この11名は、すべて非行傾向の者であった)。そして、問題行動群(11名)と非問題行動群(229名)の疎外感得点の差異を比較したところ、問題行動群が非問題行動群に比べ、疎外感のすべての下位尺度(孤独感、空虚感、圧迫拘束感、自己嫌悪感)ならびに総得点において、有意に高い得点を示すことが明らかにされた。これは、これまでの研究結果(Duke & Fenhagen, 1975; Kulka et al., 1982; Owie, 1988など)と一致するもので、問題行動群が非常に高い疎外感を体験していることを示唆している。この結果を、Gold(1969), Valentine(1974), 澤田(1996)等から推察すると「疎外感が問題行動を惹起させる素因となり、そうした問題行動が疎外感をますます増長させる」と考えることができる。

しかし、この研究では、従来の研究の確認という点のみならず、疎外感と問題行動との新たな関係を予測させる結果も得られた。つまり、この11名を事例研究的に検討してみると、非行化傾向の著しい2事例の疎外感得点が、著しく低いという結果が得られたのである。この点を、より多数のサンプルに基づいて吟味することを主な目的として、次に宮下・鉄島(1994)の研究が行われた。

宮下・鉄島(1994)は、少年鑑別所に収容された青少年71名(15~17歳40名, 18~19歳30名, 不明1名)を対象に、非行の「進度」や「種類」等による疎外感の差異について検討を行った。非行の「進度」の変数として取り上げたのは、家庭裁判所の決定(審判)*及び少年鑑別所の判定であるが、これらは、当該の問題行動の重大さに関

* 少年鑑別所の「判定」ならびに調査官の社会調査に基づいて決定(審判)を下すが、この「決定」と「判定」にはずれのある場合も多い。比較的重い決定(判定)として、中等少年院送致、教護院(現在は、児童自立支援施設)送致などがある。中等少年院送致はさらに、「長期処遇」、「一般短期処遇」、「特修短期処遇」に細分化される。このうち、「特修短期処遇」とは、「一般短期処遇」よりもやや軽い決定(判定)で、院外(少年院外)委嘱にも適するものである。また、れよりも軽い決定(判定)として、保護観察、試験観察(在宅試験、補導試験)などがあり、これ以外に、取消(逮捕の取消)といった処置もある。

する客観的な指標となるものである。非行の「進捗」と「種類」の変数に関し、少年鑑別所の技官の示唆を得ながら、統計処理のために、人数分布を考慮し、次のような群編成を行った。

つまり、非行の「進捗」の変数である、家庭裁判所の「決定」については、①中等少年院（長期処遇・一般短期処遇・特修短期処遇）・教護院、②保護観察・試験観察・取消の2群、少年鑑別所の「判定」については、①中等少年院（長期処遇）・教護院、②中等少年院（一般短期処遇・特修短期処遇）、③保護観察・試験観察**・取消の3群、にそれぞれ分割を行った。また非行の「種類」*** に関しては、①窃盗・虞犯、②粗暴犯、③薬物犯、④交通犯の4群に分割した。

これら非行の「進捗」と「種類」の変数に関して、疎外感の4つの下位尺度ならびに総得点の差異を検討したところ、次の結果が得られた。

(1)家庭裁判所の「決定」の変数に関しては、孤独感、空虚感、圧迫拘束感の下位尺度及び総得点において、「中等少年院（長期処遇・一般短期処遇・特修短期処遇）・教護院」群が、「保護観察・試験観察・取消」群よりも、低い得点を示した。

(2)少年鑑別所の「判定」の変数に関しては、圧迫拘束感の下位尺度ならびに総得点において、「中等少年院（長期処遇）・教護院」群が、「中等少年院（一般短期処遇・特修短期処遇）」群や「保護観察・試験観察・取消」群よりも、低い得点を示した。

(3)非行の「種類」の変数については、孤独感、空虚感、自己嫌悪感の下位尺度及び総得点において、「粗暴犯」群や「窃盗・虞犯」群が、「交通犯」群よりも、低い得点を示した。

これらより、非行の「進捗」が進んでいる者の方が疎外感が低い、非行の「種類」に関しても、「粗暴犯」群や「窃盗・虞犯」群の方が、非行の機制が比較的単純な「交通犯」群よりも得点が高い、という結果が得られ、非行が進んでいる者ほど、疎外感が低くなるという結果がみいだされた。

これらの2つの研究(宮下・小林, 1981; 宮下・鉄島, 1994)から、問題行動をもつ青年の方が疎外感が高いが、その進捗が進んでいる者ほど、疎外感が低くなるということが明らかにされた。

ところで、筆者は、「疎外感の受容」という視点を導入し、疎外感が高くともそれを受容できる者は、自己実現や創造性などの面で良好な発達を示すという結果をみいだしている(宮下, 1989, 1995)。つまり、疎外感に負けず、撥ね除けて生きていける者は、問題行動とは無縁の、精神的健康を獲得しているということになる。この点に関連して、田崎・吉川(1975)は「疎外の状態を自分の力で切り開けると感じる人に、疎外感はない。むしろ、社会問題として認知し、その解決に生きがいを感じるにちがいない」と述べ、疎外ないし疎外感をどのように認知するかが、その人の適応に影響を与えることを指摘している。ここで得られた「疎外感の受容」と自己実現や創造性などの精神的健康との関連も、この指摘と一致するものと考えられる。

その一方で、田崎・吉川(1975)は、「疎外感を感じつつ、そのまま耐えていけば、人によっては自殺するところまで悪くなる」と述べている。これは、疎外感を受け容れられずに打ちのめされてしまうと、問題行動に至る場合があるということを示したものと考えられる。また、澤田(1996)や土屋(1996)は、無力感や疎外感に対する「やせ我慢」として非行や犯罪行動があることを指摘している。これも、類似の指摘といえよう。このように、「疎外感の受容」と問題行動との関係を推測させる論及はあるが、実証的研究はみられない。澤田(1996)も、こうした研究の遅れに言及している。

そこで、本研究の主要な目的は、非行少年を対象として、「疎外感の受容」と問題行動との関連について検討することである。本研究ではまず、少年鑑別所に収容された青少年と一般青年との「疎外感の受容」の差異について検討する。田崎・吉川(1975)や澤田(1996)によれば、問題行動をもつ者は、相対的に「疎外感の受容」の程度が低くなることが予想される。次に、宮下・鉄島(1994)と同様に、非行の「進捗」や「種類」による「疎外感の受容」の差異について検討を加える。疎外感に関しては、非行の「進捗」の進んでいる者ほど得点が高いとい

** 「決定」との категория-編成の統一上「試験観察」を含めて記述したが、「判定」においては「試験観察」という意見は下せない。

*** 「粗暴犯」は恐喝や傷害、強盗などを含んでいる。「薬物犯」はシンナーや大麻に関するものが多い。「交通犯」は主に無免許運転などの道路交通法違反である。

う結果が得られたが、「疎外感の受容」に関してはいかなる結果が得られるであろうか。

なお本稿では、今回の結果と宮下・鉄島（1994）の結果を総合して、「疎外感」及び「疎外感の受容」と非行との関わり、ならびに非行少年に対する処遇のあり方についても考察を加えたいと思う。

予備調査

「疎外感の受容」を測定するための疎外感受容度尺度に関しては、宮下・上地（1984）において基本的な検討を行い、一応の信頼性等が得られているが、その後15年近くの年月が経過していることから、今回改めて、再度基本的な検討を行うこととした。

国立大学生110名を対象に、疎外感受容度尺度（宮下・上地，1984）ならびに疎外感尺度（宮下・小林，1981）を実施した。

疎外感受容度尺度の各項目に、得点が高いほど疎外感受容度が高くなるよう7～1点を付与し、項目－全体得点相関係数算出により、項目分析を行った。その結果、10項目のすべてに有意な相関が得られた（ $r = .368 \sim .608$ 、すべて $p < .001$ ）。なお、この10項目の α 係数による信頼性は、.673が得られた。この信頼性係数自体はそれほど高いとはいえないが、項目数から考えて、それほど低くない数値と判断された。

また、疎外感受容度得点と疎外感得点（総得点）との相関係数を算出したところ有意な相関は認められず（ $r = .08$ ）、この両者は独立した次元を構成することが明らかにされた。これは、「疎外感の受容」を、「疎外感」と独立した内容として検討していく意義を示すものと考えられる。

方法

(1) 調査対象者：少年鑑別所に収容された青少年103名（以下、少年鑑別所群。15～17歳 59名、18～19歳 44名、平均年齢 17.09歳）及び彼らと年齢的にほぼ対応する一般青年82名（以下、一般青年群。15～16歳 37名、18～19歳 45名、平均年齢 17.19歳）。

(2) 質問紙：宮下・上地（1984）作成の疎外感受容度尺度（10項目、7段階評定）。

(3) 実施方法：少年鑑別所群には、技官が個別に配布し回収を行った。一般青年群（公立高校生、ならびに国立・私立大学生）については、授業時間を利用し、集団的に実施した。なお、少年鑑別所群に対しては、技官と相談の上、漢字にはすべてルビを振るとともに、難しい語句の意味を解説した用紙（B5判）を添付し、文章の内容理解に支障が生じないように配慮した。

また、少年鑑別所群に関しては、少年鑑別所の技官から文書で報告を受けるという方法で、非行の「進度」及び「種類」の把握を行い、人数分布を考慮しつつ、それぞれ以前（宮下・鉄島，1994）と同様の群編成を行った。すなわち、非行の「進度」の変数である、家庭裁判所の「決定」（審判）については、①中等少年院（長期処遇・一般短期処遇・特修短期処遇）・児童自立支援施設****、②保護観察・試験観察・取消の2群、少年鑑別所の「判定」については、①中等少年院（長期処遇）・児童自立支援施設、②中等少年院（一般短期処遇・特修短期処遇）、③保護観察・試験観察・取消の3群にそれぞれ分割を行った。一方、非行の「種類」に関しては、①窃盗・虞犯、②粗暴犯、③薬物犯、④交通犯の4群に分割を行った。

結果と考察

疎外感受容度尺度の各項目に、得点が高いほど疎外感受容度が高くなるようそれぞれ7～1点を付与し、総得点を算出した。そして、その得点の少年鑑別所群と一般青年群の差異、ならびに非行の「進度」及び「種類」によるその差異について検討を行った。

**** これまで、「教護院」と呼ばれていたものである。

1. 少年鑑別所群と一般青年群の「疎外感の受容」の差異

少年鑑別所群と一般青年群の疎外感受容度得点の平均を算出し、その差異を検討したものを、Table 1に示した。

Table 1より、少年鑑別所群が一般青年群に比べて、有意に低い得点を示すという結果がみいだされた ($t=7.20$, $df=183$, $p<.001$)。つまり、非行を中心とする問題行動をもつ青年は、疎外感をうまく受けとめたり、対処したりすることができず、その対応に苦しんでいることが明らかにされた。

Table 1 少年鑑別所群と一般群の疎外感受容度得点の差異

少年鑑別所群 ($n=103$)	一般群 ($n=82$)	t - 値
33.31 (6.53)	40.18 (6.35)	7.20***

***: $p<.001$

土屋 (1996) は、生育過程における疎外感や無力感の蓄積、ならびにその現状を認めることができないという悪循環の延長上に、犯罪・非行という行動が存在すると考えている。

本研究で得られた結果は、この指摘と一致するもので、妥当と考えられる。

2. 非行の「進捗」及び「種類」による「疎外感の受容」の差異

少年鑑別所群のみを対象として、以下の分析を行った (なお、少年鑑別所群の対象者の総数は、上記の通り103名であるが、「進捗」及び「種類」の変数について全員のデータが得られたわけではない。つまり、当該の青少年の地元の少年鑑別所への移送などにより、「決定」や「判定」が不明で、総数が103名にならない場合がある)。

(1) 非行の「進捗」による疎外感受容度得点の差異

家庭裁判所の「決定」、少年鑑別所の「判定」の2つの変数について検討した。

まず、家庭裁判所の「決定」に関する結果を、Table 2に示す。

これによると、「中等少年院 (長期処遇・一般短期処遇・特修短期処遇)・児童自立支援施設」群が、「保護観察・試験観察・取消」群よりも有意に高い得点を示した ($t=5.97$, $df=92$, $p<.001$)。すなわち、比較的重い処分を受けた者の方が、疎外感受容度得点が高いという結果が得られた。

Table 2 非行の「進捗」による疎外感受容度得点の差異

(家庭裁判所の「決定」)

中等少年院 (長期処遇・一般短期処遇・特修短期処遇)・児童自立支援施設 ($n=27$)	保護観察・試験観察・取消 ($n=67$)	t - 値
38.56 (5.23)	31.13 (5.55)	5.97***

***: $p<.001$

次に、少年鑑別所の「判定」に関する結果を、Table 3に示す。

Table 3によれば、ここでも有意差が得られ ($F=16.83$, $df=2/89$, $p<.001$)、Tukey法による多重比較の結果、「中等少年院 (長期処遇)・児童自立支援施設」群や「中等少年院 (一般短期処遇・特修短期処遇)」群が、「保護観察・試験観察・取消」群よりも、有意に高い得点を示した ($MSe=39.47$, いずれも $p<.05$)。つまり、ここでも比較的重い処分を受けた者の方が、疎外感受容度得点が高いという結果が認められた。

Table 3 非行の「進捗」による疎外感受容度得点の差異

(少年鑑別所の「判定」)

中等少年院 (長期処遇)・児童自立支援施設 ($n=28$)	中等少年院 (一般短期処遇・特修短期処遇) ($n=25$)	保護観察・試験観察・取消 ($n=39$)	F - 値
36.82 (5.66)	35.32 (5.42)	29.54 (5.33)	16.83***

***: $p<.001$

これらより、比較的重い処分を受けた者が、比較的軽い処分を受けた者よりも、疎外感受容度が高いという結果がみいだされた。すなわち、非行の「進捗」が進むにつれて、疎外感受容度が高くなるという結果が得られた。

これは、一見すると理解に苦しむ点もあり、次にこの点の考察を行いたいと思う。

澤田 (1996) は、非行・犯罪を理解するためのキー・ワードとして、「やせ我慢」という点に言及し、次のように述べている。「彼らの生活史には、無力感・疎外感を生じる出来事の蓄積が認められる。選択の余地がない家庭内の葛藤や不幸な出来事、それに伴う家族以外の人間関係での不快な出来事等があり、不安・不満を抑圧し事態を克服することが期待され、自分なりに無力さや孤独を克服してきた経緯が認められる。無力感や孤独感を訴えてもどうにもならない状況の中で弱音を吐かずには何とかやってきた経験が繰り返されている。挫折や失敗に際して何とか自力で頑張り、やせ我慢する延長上に犯罪行動がある」。つまり、澤田は、無力感や疎外感の克服に事実上失敗し、それらを抑圧することによって処理しようとする心理的メカニズムを「やせ我慢」と呼び、その延長上に非行・犯罪行動があると考えている。

この「やせ我慢」という概念を利用すると、本研究の結果は非常に分かりやすい。すなわち、比較的重い処分を受けた青少年では、この「やせ我慢」が顕著で、内面の脆さとは裏腹に、表面上強がって生きていかざるを得ないということがあるのではなからうか。比較的重い処分を受けた者の方が高い疎外感受容度得点を示したのは、このような点が関係しているように思われる。この点に関連して小林 (1996) は、非行・犯罪のメカニズムを理解する上で、人格障害にみられる「自己愛の傷つき」を取り上げ、非行少年や犯罪少年は自分を守るために、否認、抑圧、否定、分裂といった防衛機制を使用することを指摘している。人格障害は重篤な精神障害の一つであり、この点から考えても、非行の「進度」が進んでいる者の方が疎外感受容度が高くなるという本研究の結果は、妥当であると考えられる。

(2) 非行の「種類」による疎外感受容度得点の差異

非行の「種類」による疎外感受容度得点の差異を検討し、その結果をTable 4に示す。

これより、非行の「種類」に関して有意差が得られ ($F=2.81$, $df=3/99$, $p<.05$), Tukey法による多重比較の結果、「粗暴犯」群が「交通犯」群よりも有意に高い得点を示した ($MSe=39.47$, $p<.05$)。

Table 4 非行の「種類」による疎外感受容度得点の差異

窃盗・虞犯 ($n=37$)	粗暴犯 ($n=47$)	薬物犯 ($n=13$)	交通犯 ($n=6$)	F-値
33.54 (6.88)	34.32 (6.27)	32.69 (5.06)	26.50 (4.23)	2.81*

*: $p<.05$

粗暴犯の非行内容は、恐喝や傷害、

強盗などの凶悪なものが主で、反社会性という観点からは、最も深刻な類型の一つと考えられる。これに対して、交通犯の非行内容は、無免許運転を主とする道路交通法違反であり、これは非行のメカニズムとしては、比較的単純なものの一つと捉えられている。

つまり、「粗暴犯」群が「交通犯」群よりも得点が高いという本研究の結果は、非行の「種類」という観点から捉えてはいるものの、非行の「進度」が進んでいる者の方が疎外感受容度が高いという先の結果と一致するものと考えられる。

まとめと若干のコメントー非行少年の処遇をめぐってー

最後に、本研究により得られた結果の概要をまとめると、次のようになる。

つまり、少年鑑別所群は一般青年群 (いわゆる、適応的な青年) に比べて、「疎外感の受容」が低い。そして、少年鑑別所群においては、非行の「進度」が進むにつれて、「疎外感の受容」はやや高くなる。

これに、宮下・鉄島 (1994) が「疎外感」について検討した結果をあわせて考えると、相対的に、①一般青年群は、「疎外感」が低く「疎外感の受容」が高い、②少年鑑別所群のうち非行の「進度」がより浅い者は、「疎外感」が高く「疎外感の受容」が低い、③非行の「進度」がより進んでいる者は、適応的な青年と類似の傾向を示し、「疎外感」が低く「疎外感の受容」が高い、ということになる。

これらのことから、次に、非行行動を示す青年に対する関わりや処遇のあり方について、考察してみたいと思

う。

非行行動を示す青年は、相対的に「疎外感」が高く、「疎外感の受容」が低い。そうした感情に苦しみつつも、なかなか解決策がみいだせないでいると考えられる。しかるに、そうした青年には、そのような感情を緩和できるような関わりを心がけ、意識的に対話を行うことなどが必要と思われる。非行行動を、彼らの心の叫びと捉え、偏見をもたずに、冷静な対応を行うことが必要と考えられる。

しかしその際に、重篤な非行行動を示す青年の場合には、「やせ我慢」が顕著なことから、「疎外感」を意識化させる作業が、まず必要と思われる。この「やせ我慢」は、その青年のこれまでの生活史の中で徐々に形成されてきたもので、意識化のプロセスは容易なものではないが、あわてずに十分な時間をかけて行うことが肝要と思われる。

誰もしたくて非行をはじめとする問題行動に走る青年はいない。「疎外感」、「疎外感の受容」という概念を一つのキー・ワードにして、青年の心をサポートすることができるとすれば、救われる青年が多々いることは、間違いないといえよう。

引用文献

- Calicchia, J.P., & Barresi, R.M. 1975 Alcoholism and alienation. *Journal of Clinical Psychology*, 31, 770-775.
- Carman, R.S., Fitzgerald, B.J., & Holmgren, C. 1983 Alienation and drinking motivation among adolescent females. *Journal of Personality and Social Psychology*, 44, 1021-1024.
- Duke, M.P., & Fenhagen, E. 1975 Self-parental alienation and locus of control in delinquent girls. *Journal of Genetic Psychology*, 127, 103-107.
- Gold, M. 1969 Juvenile delinquency as a symptom of alienation. *Journal of Social Issues*, 25, 121-135.
- Kinkel, R.J., Bailey, C.W., & Joseph, N.C. 1989 Correlates of adolescent suicide attempts: Alienation, drugs, and social background. *Journal of Alcohol and Drug Education*, 34, 85-96.
- 小林万洋 1996 人格障害と「やせ我慢」 犯罪心理学研究, 34 (特別号), 156-157.
- Kulka, R.A., Kahle, L.R., & Klingel, D.M. 1982 Aggression, deviance, and personality adaptation as antecedents and consequences of alienation and involvement in high school. *Journal of Youth and Adolescence*, 11, 261-279.
- 宮下一博 1989 青年期における疎外感の受容と精神的健康 千葉大学教育学部研究紀要, 37, 67-72.
- 宮下一博 1994a 疎外感の要因に関する研究—家庭環境及び自己概念に焦点を当てて— 千葉大学教育学部研究紀要, 42, 71-83.
- 宮下一博 1994b 大学生における疎外感と価値観との関係 教育心理学研究, 42, 201-208.
- 宮下一博 1994c 疎外感に関する測定及び人格心理学的研究の概観 青年心理学研究, 6, 1-11.
- 宮下一博 1995 疎外感と創造性 千葉大学教育学部研究紀要, 43, 7-11.
- 宮下一博・上地雄一郎 1984 Loevingerの自我発達理論—信頼性と妥当性の検討(II)及び疎外感との関係— 広島大学教育学部紀要, 32, 183-187.
- 宮下一博・小林利宣 1981 青年期における「疎外感」の発達と適応との関係 教育心理学研究, 29, 297-305.
- 宮下一博・小林利宣 1985 疎外感と幼少期の家庭環境及び自己概念との関係 広島大学教育学部紀要, 33, 141-148.
- 宮下一博・鉄島清毅 1994 非行少年の疎外感に関する研究—非行の種類・進捗を中心にして— 千葉大学教育学部研究紀要, 42, 85-95.
- Owie, I. 1988 Alienation and the use of psychogenic drugs among adolescents in Nigeria: A report. *Journal of Alcohol and Drug Education*, 33, 37-40.
- 澤田 豊 1996 無力感・疎外感を否定する反応(やせ我慢)としての非行犯罪 犯罪心理学研究, 34 (特別号), 152-153.

田崎醇之助・吉川栄一 1975 疎外感 大日本図書

土屋守 1996 非行・犯罪とやせ我慢 犯罪心理学研究, 34 (特別号), 154-155.

Valentine, J.H. 1974 Alienation and the family history. *American Journal of Psychotherapy*, 28, 592-598.

Young, T.J. 1989 Alienation and self-reported deviance. *Psychological Reports*, 65, 727-730.

〔謝辞〕

本調査の実施にあたり、東京少年鑑別所所長の萩原恵三氏、考査統括の小林万洋氏、鑑別指導官の寺崎武彦氏の3氏に多大なご協力をいただいた。また、元千葉大学教育学部の上芝功博教授には、ご多忙の中、直接的・間接的に様々なご援助をいただいた。これらの方々に、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思う。そして何よりも、本調査に協力していただいた青少年の方々に、心よりお礼を申し上げたいと思う。